

# 下水道の供用を開始します

- ◆供用開始日 平成25年3月31日
- ◆供用開始区域 尾花沢市（桵町一丁目・桵町二丁目・横町一丁目の各一部）  
大石田町（庚申町の一部）
- ◆区域図 下図参照

## 水洗化を援助します

### ◆融資あっせん及び利子補給制度

供用開始後3年以内の排水設備の工事が対象です。

1. 窓口 ・尾花沢市環境整備課 ・大石田町建設課

#### 2. 融資あっせん対象者

- (1) 処理区域内の建築物の所有者又はその同意を得たもの
- (2) 市町税及び下水道受益者負担金を滞納していないもの
- (3) 下水道法に定める期間内に工事を完了したもの

#### 3. 融資あっせん限度額

1世帯1件とし、100万円以内が限度となります

#### 4. 利子補給率

供用開始の告示の日から改造工事等完成までの期間	利子補給
1年以内	100%
1年を超え2年以内	80%
2年を超え3年以内	60%

### ◆合併浄化槽設置者に対し「補助金」を交付します。

尾花沢市と大石田町では、合併処理浄化槽設置者が公共下水道に接続した場合、補助金を交付します。

- 1. 窓口 ・尾花沢市環境整備課 ・大石田町建設課
- 2. 補助金額 90,000円